

行政の進化と革新のための 生成AIの調達・利活用に係るガイドライン2.0版について (概要)

2026/6

行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインのポイント

（１）ガイドラインの目的・枠組み等

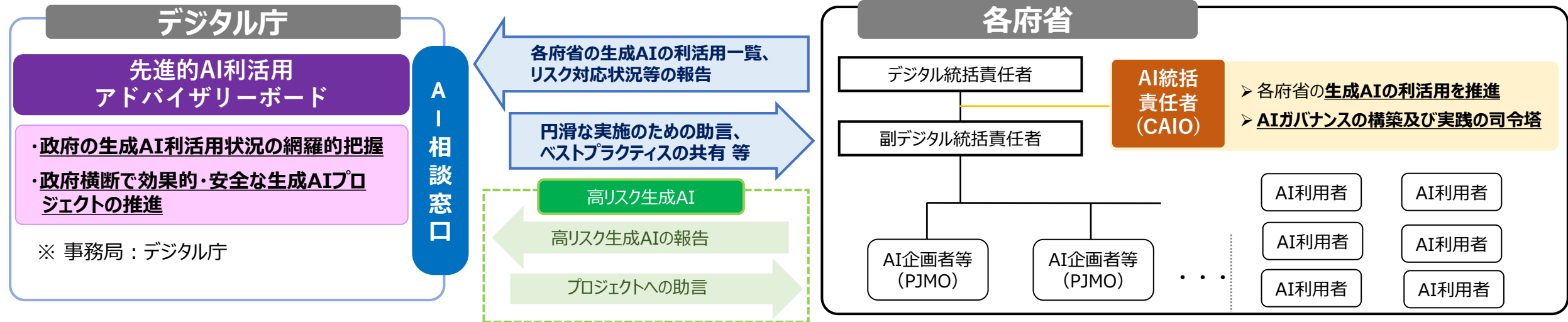
目的：生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方を定めるもの。

対象：原則として、入力テキスト及び音声、出力はテキスト、画像又は音声可能な生成AIシステム ※特定秘密や安全保障等の機微情報を扱うシステムは対象外

適用開始時期：令和７年５月に運用開始。2.0版の内容は、令和８年９月１日より施行。（AIガバナンスの枠組み対象は令和８年７月１日から）

（２）政府における生成AIの推進・ガバナンス体制の構築

- 比較的高リスクとなる可能性がある生成AIの利用であっても、先進的AI利活用アドバイザリーボードの各府省への助言や相談窓口等の仕組みを通じ、安全かつ効果的AIプロジェクトとしての実施をサポートし、先進的生成AIの利活用を促進。
※サプライチェーンリスクも考慮
- 各府省に新たに設置するAI統括責任者（CAIO）が、生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を総括。



（３）生成AIの調達・利活用ルール

※ 各府省生成AIシステムの①AI統括責任者（CAIO）、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

- AI統括責任者（CAIO）は、各府省の利用者（職員）に向けて生成AIの利用ルールを策定。
- 企画者・提供者は、本ガイドラインの「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。
- 提供者及び利用者はリスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者（CAIO）に報告し、提供者が必要な対応を実施。先進的AI利活用アドバイザリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。

(参考 1) 別添各シート（高リスク判定シート、調達チェックシート、契約チェックシート）について

1. 高リスクAIの判定についての参考とする判定軸（高リスク判定シート）

3つの観点を勘案し、
アドバイザーボードに助言を求め
べきか各省において判定

A.生成AI利活用業務の性格、 B.利用範囲、C.出力結果の政府職員等による判断を経た利活用

2. 調達・契約時のチェック項目について（調達チェックシート、契約チェックシート）

(1) 調達チェック シート

生成AIを調達する
際に事業者への要
求事項として、仕
様書等に盛り込む
べき項目を整理

ガバナンス 項目

- ①AI事業者ガイドライン共通の指針の遵守 ②AIガバナンス（AIのメリットを最大化しつつ、リスクを統制する体制）の構築
- ③生成AIシステムの品質向上のため、AI業界や最新技術等の動向を把握する
- ④情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケース発生時の対応手順の整備
- ⑤生成AIシステムの開発・運用に従事する者または組織についての生成AIに関する教育・リテラシー向上

開発・運用 プロセス 要件項目

- ⑥生成AIシステムへの入出力または処理されるデータの取扱いの適切な管理
- ⑦生成AIシステムの期待品質を満たすための取組
- ⑧ベンダーロックインの回避 ⑨生成AIモデルのアップデートの考慮
- ⑩文化的・言語的考慮 ⑪環境への配慮

生成AI システム の要件項目

- ⑫有害情報の出力制御措置 ⑬偽誤情報の出力・誘導の防止措置
- ⑭公平性と包摂性の確保（バイアスや差別を含む出力の抑止措置） ⑮目的外利用の防止
- ⑯個人情報、プライバシー、知的財産に関する適切な取扱い ⑰セキュリティ確保
- ⑱説明可能性の確保 ⑲ロバスト性（出力の安定性） ⑳データ品質 ㉑検証可能性

(2) 契約チェックシート

生成AIを調達する際に契約書で
取り決めるべき項目を整理

- ・生成AIシステムに係るインプットに関する取り決め（学習の有無、データの保存方法等）
- ・生成AIシステムに係るアウトプットに関する取り決め（アウトプットに関する一定の保証、アウトプットの権利帰属）
- ・生成AIシステムに係る契約上の取り決め（事業者が期待品質を満たすための取組の履行又は完成させる義務）
- ・生成AIシステムに係る成果物の取り決め（成果物の定義や成果物の権利帰属等）
- ・生成AIを含むインシデントが発生した場合の事業者の対応義務及びその範囲に関する取り決め（被害を最小限に食い止めるため、また、原因を特定するための情報やデータの提供を含む） 等

(参考2)「生成AIシステムの利活用ルール」について

1. 府省毎の利活用ルール

- 各府省のAI統括責任者（CAIO）が、適切なAIの利活用を促進するため、「生成AIシステムの利活用ルールひな形」に基づき、各府省の利用者（職員）に向けて生成AIの利活用ルールを策定・周知。

2. 生成AIシステム毎のルール

- 企画者が、システム毎に、利用目的をはじめ、利活用に係るルールを策定し、各システムの利用者（職員・国民等）に周知。

◆1. 府省毎の生成AIシステム利活用ルールの「ひな形」の構成と概要

(概要)

(構成)

1. ルールの目的

2. 生成AIシステムの利用に係るルール

(1) 利用前のルール

(2) 利用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

② AI生成物利用におけるルール

3. 問い合わせ先

- 生成AIのリスクについての理解
- 生成AIシステムへの入力結果や出力結果が必要に応じシステム側に提供されることの理解
- 約款型クラウドサービスは原則として要機密情報を扱えないことの理解
- 国外サーバを利用する生成AIの場合に現地政府によるデータの検閲や接收を受ける可能性があることの理解

- 要機密情報や個人情報の入力の可否を含む利用方法の遵守
- 生成AIシステムの利用目的の範囲内での利用
- 正確かつ最新のデータの入力
- 知的財産権等の侵害等リスクを低減させるよう対策をとること

- 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
- 出力結果に含まれるバイアスを踏まえて業務に出力結果を活用すること
- 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
- （第三者の著作権等の侵害の有無を含め）安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること
- リスクケースやその兆候を検知した場合の迅速な各府省報告窓口への報告
- 著作物の著作権、その他知的財産権等を侵害等するものでないこと等を確認すること